

承認第3号

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

令和4年度税制改正大綱（令和3年12月24日閣議決定）において、**国民健康保険税の課税限度額が引き上げられる**こととなり、令和4年3月31日に地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日に施行されました。

これを受けて、本市においても長久手市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分にて3月31日に行いました。

国民健康保険税の課税限度額の引上げ

1 改正の内容

基礎課税額等に係る課税限度額を次のとおり引き上げます。

区分	改正後	改正前	引上げ額
基礎課税額	65万円	63万円	2万円
後期高齢者支援金等課税額	20万円	19万円	1万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	変更なし
合計	102万円	99万円	3万円

2 今後の影響

国民健康保険税の課税額が**年間 約352万円 増加する**ことが見込まれます。
(保険税率改正前の額)

3 課税限度額超過世帯（推計）

	限度額に達する世帯（保険税率改正前）	世帯数
改正前	収入1,286万円（所得1,054万円）以上の世帯	107世帯
改正後	収入1,322万円（所得1,088万円）以上の世帯	106世帯

※試算

4 県内の課税限度額の状況（令和3年度）

限度額(円)	99万	98万
市町村数	53	1

5 限度額改正経過

年度	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
法令限度額(円)	85万	89万	改正なし	93万	96万	99万	改正なし	102万
長久手市	81万	85万	89万	93万	96万	99万	99万	102万

6 施行日

令和4年4月1日